

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

1) 歴史的建造物とその周辺環境の維持に関する課題

郡上市域においては、歴史的建造物として文化財指定等されている物件が登録有形文化財23件、県指定2件、市指定24件となっているが、その他にも住宅等も含め、明治以前の建築年代を持つ歴史を重ねた建築物も市域全体には多く残るものと想定される。しかし、市域全体の調査はまだ十分になされておらず、実態が把握できない状況にある。また、各地域とも人口減少や高齢化が進み、こうした建築物の適正な維持管理が課題となっている。

郡上八幡市街地においても人口減少と高齢化が進行しているが、特に都市計画区域内においてその動向は顕著になっている。高齢夫婦のみの世帯も多く、若年層の居住者が減少していることから、歴史的建造物の修理・修景意欲が低く、その結果、歴史的建造物の空家化や空地化が進んでいる。また、空家活用の体系が不十分なため、効率的な利活用ができていない。

最近では、伝統的建造物や町並みに対する認識不足やライフスタイルの変化により快適性を重視した近代建築への建て替え希望が増えている。伝統的建造物群保存地区内では様々な調査が進んでいることに加え、建造物の修理・修景を支援することにより、町並みの保存が図られるが、周辺地区では行われていない。

平成17年の歴史的資源調査により、市街地には伝統的工法・意匠による町家が1,000棟以上集積していることが判明しているが、これらの多くは耐火・耐震性能が低い木造建築であり、ひとたび火災・震災が発生すれば大規模延焼・倒壊の可能性が高い。



空家から空地になった事例



平成16年撮影 家屋取り壊し前



平成24年撮影 家屋取り壊し後（駐車場）

2) 伝統文化の継承に関する課題

郡上市域においては、各神社の例大祭をはじめ伝統的な文化、芸能等が多く残り、引き継がれているが、継承が困難な状況となっている事例も見られる。また、廃止となった祭礼もあれば、毎年開催されていた祭礼が隔年開催になったり、数年ごとの開催になりながら継続されている事例もある。

郡上八幡の代表的な伝統文化として、夏の三十余夜にわたり開催される郡上踊や、岸劔神社、日吉神社、八幡神社の春の例祭である大神楽の奉納は、古



開催自治会住民により運搬される踊り屋形

くより地元住民により引き継がれてきたものであるが、これらに共通する課題は、少子高齢化や市街地から周辺部への移住に伴う子どもの絶対数の減少、ライフスタイルの変化等に伴う伝統行事に対する住民意識の低下、演奏・演舞技術を身に付けた人材の進学・就職による郡上市離れ等による組織の弱体化が挙げられる。このことは、現在の担い手不足に留まらず、将来の育成者の減少を招くことでもあり、演舞等の技術面だけでなく発祥に至る歴史的経緯や文化的価値についても正確さを欠くことに繋がりがかねない。

誰でも参加できる郡上踊は、観光客が増加する一方で地元住民の踊り離れが進む傾向がある。踊り屋形の設置等は開催自治会で行われるため、少子高齢化等による人口減により、縁日踊りを開催できなくなった自治会も発生してきている。

大神楽では運営資金の多くを氏子の支援に頼っているが、市街地住民の減少や個々の新築祝や婚礼等による特打ちの減少、祭礼に対する意識の低下等をはじめとして、祭礼を支える協力体制も弱体化している。演者の衣装や道具等の買い替えに際しては、個々の費用が高額なため、組織に大きな負担となっている。更に、かつては郡上踊の開催地区や各神社の氏子によって掲げられていた提灯等の「しつらえ」は姿を消す傾向にあり、郡上踊や大神楽に関わる町並みの風情が失われつつある。郡上踊や大神楽についての歴史的な資料等の保存体系が整備されていないことにより、貴重な資料の喪失を招きかねない状態となっている。



舞を重ねることにより破損する衣装

3) 伝統的水利用の継承に関する課題

中山間地域にある郡上市域にあっては、長良川をはじめとする河川や谷川から取水し稲作を行う等、各集落とも水路網が発達しており、家屋が集積する市街地においてもこうした水路網が発達している。

郡上八幡市街地に現存する主な水路網は、寛文年間に描かれた古地図にも記載されており、これを軸としてその後の分水や増設等を重ねて現在に至っている。

しかし、生活のためにしつらえられた水屋、カワド、共同井戸や、水路の分水のためのセギ板等については、組織の高齢化や人口減少により維持管理体制が弱体化し、設備の老朽化が進んでいる。また、申し合わせ、ルール、モラル等の継承についての意識の希薄化、上下水道の敷設や洗濯機をはじめとする生活家電の普及による水離れ、伝統的水利用に関する記録体系の整備不足により伝統的水利用の継承が困難な状況になっている。

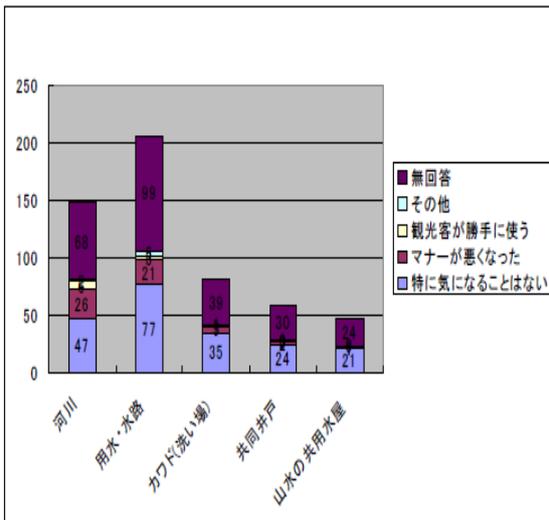


ゴミが詰まり水位が上昇した水路

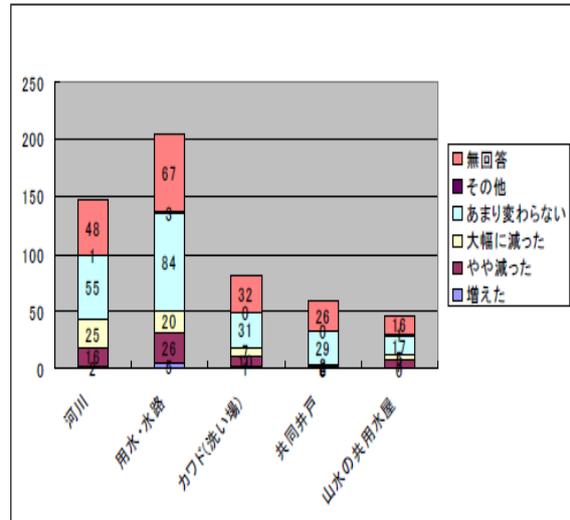


コンクリート蓋の引き上げ

引き上げられたゴミ



水利用施設を利用する人の状況



水利用施設の使用頻度の変化

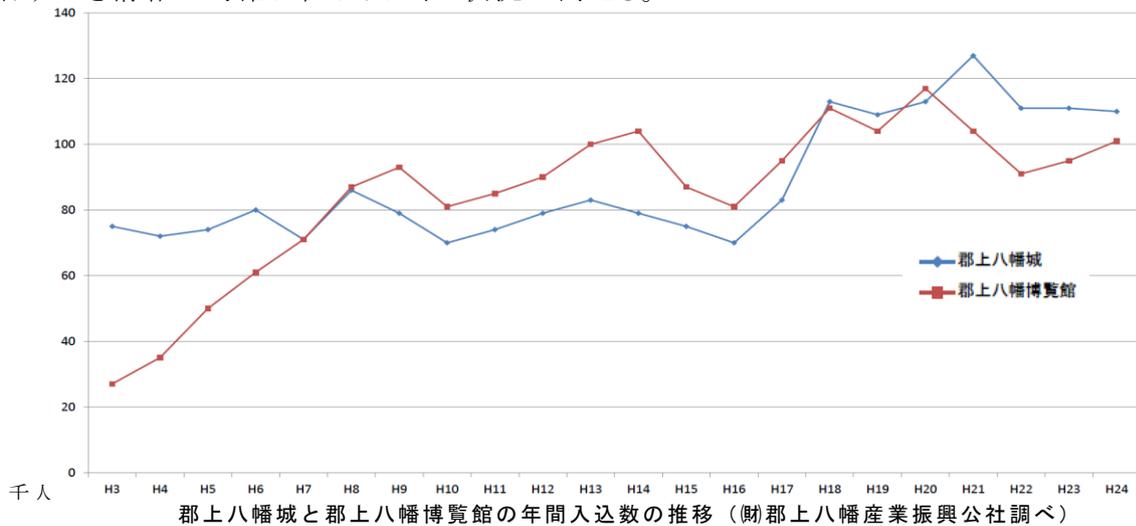
平成16年度 水辺空間調査報告書 アンケート調査より

4) 観光客の増加と情報発信に関する課題

郡上市域にあっては近年、豊かな自然環境を活かしたスキー、ラフティングをはじめとするアウトドア関連の観光開発が進められ、多くの入込客がある。また、広大な市域にあってはまだまだ魅力的な観光資源の発掘の可能性がある。一方で、観光客の増加に伴い、交通渋滞、ごみ、防犯の問題等、静かな山里が脅かされるおそれもある。

郡上八幡市街地の重要な観光施設である郡上八幡城と郡上八幡博覧館の年間入込数を平成3年と平成22年で比較すると、郡上八幡城が147.7%、郡上八幡博覧館が336.6%増加している。月別集中率を見てみると、かつては7月～9月に約7割が集中していたが、現在は依然として夏期が多いものの四季を通じての入込客が多くなり、通年型への移行の傾向が見られる。こうした傾向は郡上八幡市街地への入込客数の動向にも連動している。しかし、昔ながらの町割が残る郡上八幡市街地にあっては、狭隘な道路に電柱が立ち、歩行者、自転車、自動車が共存する交通形態であることから入込客の増加によって日常の交通環境の悪化だけでなく有事における防災能力の低下も課題となっている。また、郡上八幡市街地中心部への観光車両の流入や、これを受けての民地の駐車場化により、更なる混雑を招く悪循環も見られる。こうした結果、歴史的な建築物の取り壊しや駐車場化によって連続した町並みをスプロール化し、本来のまちの魅力を阻害させる要因の一つとなっている。併せて、観光客の増加に伴うプライバシーの確保、防犯対策、喫煙、ゴミ対応も課題となっている。

また、観光向けの看板、幟旗等の乱立が景観的に雑多な印象を創り出すとともに、本来発信すべき情報が的確に伝わりにくい状況が伺える。



狭く往來の多い道路にはみだしている電柱



観光客と車両で混雑する郡上八幡市街地

5) 町並みと周辺環境の景観形成に関する課題

郡上市域においては、八幡町を対象とした景観条例が平成3年に制定されていたが、平成23年の条例改正までは、八幡町以外の景観対策についての効果的な対応は少なかったのが現状である。

郡上八幡市街地は、市の行政・商業サービス機能が集積する場所でありながら、昔ながらの城下町に歴史的建造物が高密度に残されていることで良好な市街地景観を形成している。



国道156号周辺

また、市街地周辺を取り囲む山林や、市街地を流れる吉田川、小駄良川等の水辺によって、市街地全体が山林や河川を背景とした特有の優れた景観を創り上げている。このように、誇るべき景観としての住民意識は高いものの、一方では近代的な建築物への建て替えや取り壊しによりスプロール化が見られるようになっている。主要道路沿いについても様々な規模、形態、色彩の屋外広告物が掲出されており、雑多な印象を与える地区も存在している。更に、張り巡らされた電線類や老朽化した道路面が良好な景観を阻害する要因となっている。

中心市街地の背後地、緩衝地となる周辺山林についても、郡上八幡市街地の防災、あるいは水のまちを支える水源涵養として重要な役割を果たしているものの、現状では景観面で規制がなされていないため、安易な開発を招きかねない状態となっている。

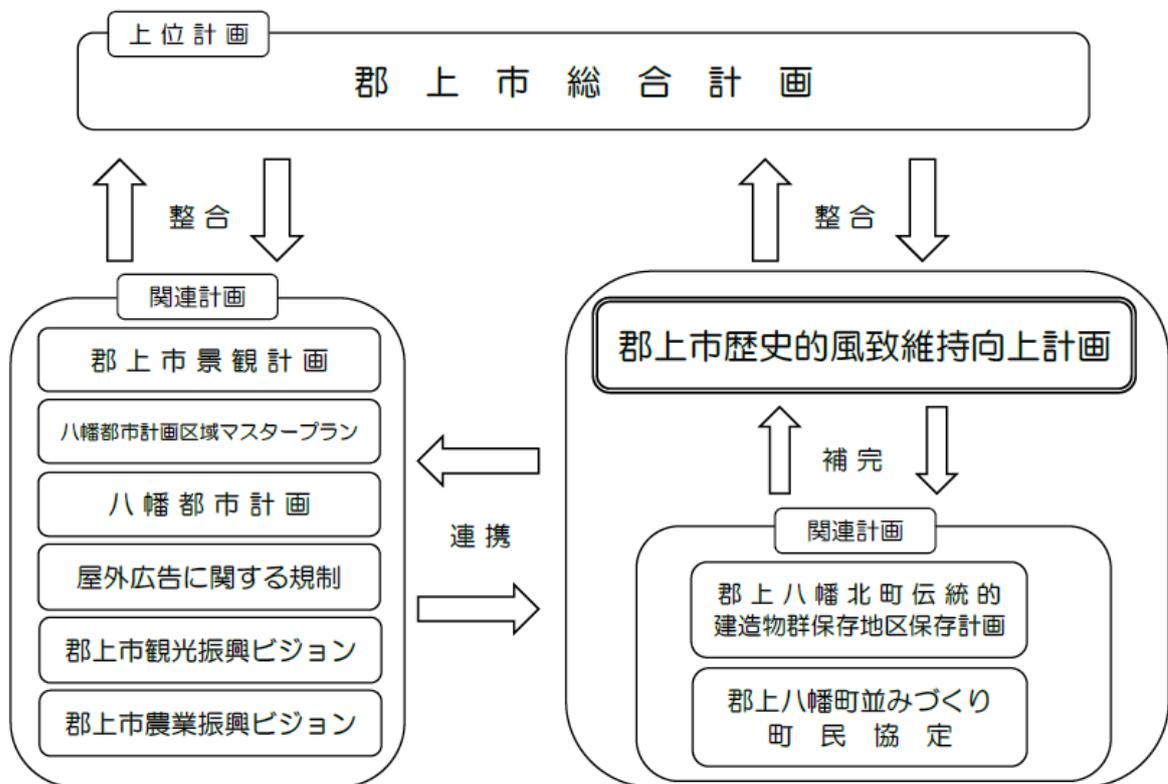


眺望を妨げる電線類

2. 上位計画との関連性

郡上市歴史的風致維持向上計画は郡上市の基本構想となる「郡上市総合計画」、郡上八幡市街地のまちづくりビジョンを示す「八幡都市計画区域マスタープラン」「八幡都市計画」の他「郡上市伝統的建造物群保存地区保存計画」「郡上市景観計画」等の上位計画に則したものとす。

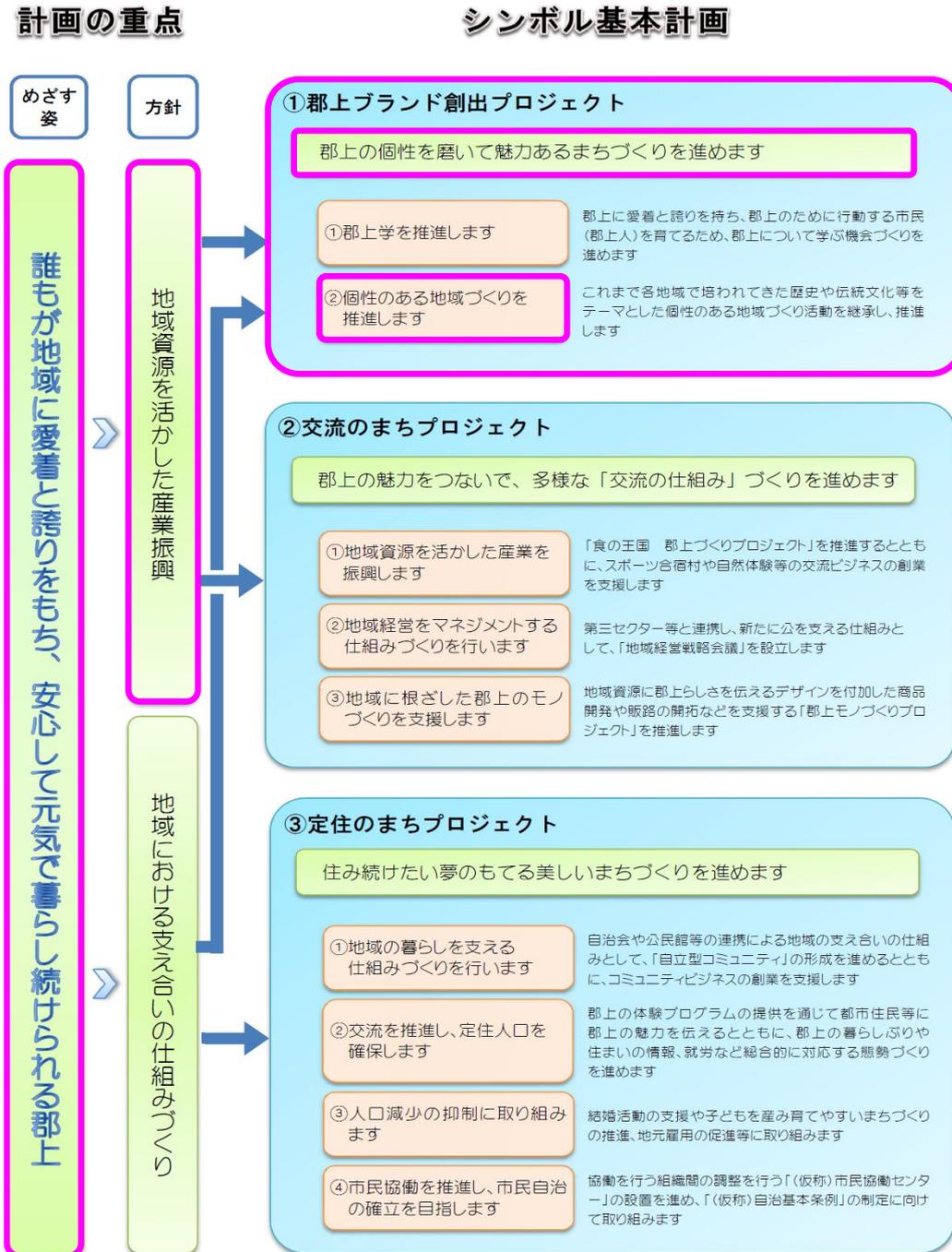
また、後述する「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」「屋外広告物に関する規制」「郡上市観光振興ビジョン」「郡上市農業振興ビジョン」等、関係する各種計画と連携し、整合性を図りながら郡上八幡市街地の歴史的風致の維持向上を推進する具体的な計画として位置付ける。



関連計画との相関図

1) 郡上市総合計画 後期基本計画（平成23年度）

平成18年度策定の「郡上市総合計画」において、平成18～27年度までの10年間の基本構想を策定し、これに基づき平成23年度に後期基本計画（平成23～27年度）を策定している。



郡上市総合計画 後期基本計画フロー

後期基本計画においては、教育・文化・人づくりの施策のなかで郡上八幡市街地での伝統的建造物群保存地区の指定に向けた取り組みと、歴史を活かしたまちづくり事業の計画策定を掲げている。

後期基本計画の重点としては「誰もがふるさとに愛着と誇りを持ち、安心して元気で暮らし続

けられる地域をつくる」方針を示し、生活面においては、「誰もが住み慣れた地域で「縁」を持ちながら暮らし続けることができるよう、自治会や公民館等が連携し、住民が共有する地域の将来像を描き、その実現に向けて協働して取り組みを行う「自立型コミュニティ」を形成する」としている。そして自立型コミュニティにおいて「環境や景観の保全、地域住民の交流と生きがいづくり、地域の歴史資源の発掘や伝統文化の継承、地域資源を活かした小さな経済活動(ちよこっとビジネス)など、地域の支え合いを行う仕組みづくりを進める」としている。

分野別基本計画

<p>①産業・雇用  地域資源を活かして産業を育てるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)自然と共生した農・林・畜産・水産業を育てます (2)人・もの・情報の集まる商工業を育てます (3)地産地消を推進します (4)地域産業の核となる観光・交流産業を育てます (5)雇用の場・機会を創出します 	<p>⑥地域振興 個性あふれる地域づくりを推進するまち</p> <p>八幡</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「郡上八幡」ブランドを活かしたまちづくりを推進します (2)中心市街地の空洞化を防ぎ、賑わいのあるまちづくりを推進します (3)コミュニティの場づくりなど、高齢者にやさしいまちづくりを進めます
<p>②環境・防災・社会基盤  美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)自然環境を守り、快適な住環境の実現を目指します (2)廃棄物対策を推進し、循環型社会を実現します (3)暮らしの中の安全・安心を守ります (4)利便性と安全・安心の基盤整備を進めます (5)公共交通網を整えます (6)情報基盤を整備・活用し、暮らしの可能性を広げます 	<p>大和</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)歴史豊かな「古今伝授の里郡上大和」の文化を全国へ発信します (2)産業構造の転換と新たな雇用の場の開発を支援します (3)有害鳥獣対策として、「ジビエ料理」の特産化など新たな取り組みを実施します (4)第三セクターと連携した地域振興を進めます
<p>③健康・福祉  支えあい助け合う安心のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)安心して子どもを産み、育てることのできるよう支援を充実します (2)心身とも健やかな暮らしの実現を目指します (3)自立を支援できる総合福祉を目指します 	<p>白鳥</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)白山文化を活かした地域づくりを推進します (2)奥美濃カラーなど地域の観光資源を活かした産業を振興します (3)市民に親しみやすく、活気のある商店街づくりを推進します (4)トレッキングやウィンタースポーツなどのスポーツを振興し、地域の活性化を図ります
<p>④教育・文化・人づくり  香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「確かな学力」と「豊かな心」を育てる教育活動と教育環境を充実します (2)市民が地域文化に触れる機会を広げます (3)スポーツを通じて交流の機会を広げます (4)生涯学習の充実を図り、地域を担う人材育成の機会を広げます 	<p>高橋</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)長良川の「源流の里」としての価値を高めます (2)農産品のブランド化や農林業体験イベントの企画などにより、農林業の振興を図ります (3)観光モデルコースの確立など、地域の資源や特性を活かした観光振興を図ります
<p>⑤自治・まちづくり  市民と行政の協働により自律するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)市民と行政の協働によるまちづくりの仕組みを整えます (2)すべての市民が尊重される地域社会を目指します (3)交流・連携によるまちづくりを推進します (4)市民にとって身近な市役所を目指します (5)市民にわかりやすい開かれた市政を進めます (6)成果を重視する効率的な行政運営を進めます 	<p>美並</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「円空のふるさと」の情報発信と文化の創造を目指します (2)長良川の恵みを活かしたレジャー環境づくりを進めます (3)第三セクター・農業法人等と連携し、産業を振興します <p>明至</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)もくもく市場の開設など、里山資源を守り有効に活用します (2)買物支援など、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します (3)地域団体等を支援し、地域資源を活用した新たな振興事業を推進します <p>和良</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「日本一の和良鮎」のブランド化を進めます (2)安全で住み良い地域をつくります (3)若者が定住できる地域をつくります (4)自主運行バスの整備など、高齢者にやさしい地域をつくります

地域振興施策の内、八幡町においては、「『郡上八幡』ブランドを活かしたまちづくりの推進」をあげ、施策として地域資源の掘り起こし(歴史的町並みや水など)、郡上踊の継承、歴史的町並みの検証と活用をあげている。また「中心市街地の空洞化の防止と賑わいあるまちづくりの推進」をあげ、施策として、市民生活と観光の調和(電線の地中化など景観に配慮したまちづくり)、空家の活用(空家の修繕による歴史的景観の保全と商店街の活性化)などをあげている。

2) 郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区保存計画

平成24年郡上市教育委員会告示第12号「郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存計画」は、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成23年郡上市条例第27号、以下「保存条例」という)第3条の規定に基づき定めたものである。

第1章では、保存計画の基調を「郡上八幡の伝統的な町並みと水路など歴史的風致を形成する環境を、地区住民及び市民共有の財産として保存継承し、住環境の向上やまちづくり等へ積極的な活用を図り、文化活動の活性化や市民の暮らしが息づく町並み形成に資すること」としている。

第2章では、伝統的建造物群の歴史や特性を示し、第3章で伝統的建造物の建築物は「昭和30年代までに建築されたもので、住宅の主屋、土蔵、附属屋、社寺建築、城郭、近代洋風建築等の伝統的建造物の特性をよく現しているもの」とし、工作物は「伝統的建造物と一体をなし、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与するもので、伝統的な工法によりその特性をよく現していると認められる、門、板塀、土塀、小社、石垣、石積、その他石造物等」、環境物件は「伝統的建造物群と一体となって歴史的風致を形成するもので、保存地区の歴史的風致を維持するため、特に必要と認められる自然物、水路、湧水井、貯水池、池等」としている。

第4章で、地区住民による町並み保存の歴史を受け継ぎ、快適な住環境の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するために必要な修理、修景を計画的に進めるため、伝統的建造物の「修理基準」は原則として「履歴を調査の上、主として外観を維持するための現状維持か、然るべき旧状に復原修理を行う」ものとし、伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に準じた「修景基準」または、歴史的風致を損なわない「許可基準」を定め、環境物件は現状維持及び復旧を基本としている。

第5章では、防災計画策定及び防災施設等の整備、無電柱化等による環境整備、また、県史跡八幡城跡や市指定建造物である八幡城の保存管理計画策定などをあげている。第6章では、保存計画に基づく建造物等の修理、修景、補強工事に対し、経費の補助を行うことや、保存団体等への助成、建築基準法の緩和の検討などをあげている。

第1章 保存計画の基本事項

1 保存計画の基調 2 保存地区の名称・面積・範囲 3 保存地区の概要

第2章 保存地区の保存に関する基本計画

1 歴史的な沿革 2 保存地区の特性 3 保存の方針

第3章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

1 伝統的建造物 2 環境物件

第4章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

1 保存整備の方向 2 伝統的建造物(修理基準) 3 伝統的建造物以外の建築物等の修景(修景基準、許可基準)

4 環境物件の現状維持及び復旧

第5章 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

1 管理施設等 2 防災計画策定及び防災施設等 3 環境の整備等 4 周辺地区との連携

第6章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

1 経費の補助 2 技術的支援 3 保存団体等への助成 4 建築基準法の緩和

3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致に関する課題を踏まえ、郡上市固有の歴史的風致の維持及び向上させるため基本方針を以下に定める。

1) 歴史的建造物とその周辺景観の修理・修景に関する方針

郡上市域においては、重要な歴史的建造物や歴史的建造物が集積した地区において、現状調査を順次進める。その結果に応じ、必要な建築物の文化財指定や景観施策上の対応等、歴史的建造物の維持保全策を検討する。

郡上八幡市街地についても、現状調査に基づく文化財指定による保護と公開等による活用を進める。郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区とその周辺地区となる市街地については、37地区で「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」が締結され、これまで住民自らによる景観形成が図られてきた。今後においては、歴史的活動の背景として周辺の風致と歴史的町並みを維持・保全するため、歴史的建造物や工作物の修理修景行為を支援する。また、伝統的建造物群保存地区に隣接する市有地、市有施設においても周辺環境と調和した整備を進める。併せて、郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区において策定される防災計画と連携して、市街地全体の防災計画を策定し、防火防災設備を整備することにより住民の生命財産と町並みの保護を図る。

歴史的町並みを維持するための空家対策として、貸手と借手の情報交換の場を作り、空家の有効利用とともに空家の増加、空家の空地化を抑制する。

2) 伝統文化の継承に関する方針

郡上市域における伝統文化については、祭礼をはじめとして現在も多く残り、継承されているが、人口減少や少子高齢化が進む中、次代への継承が難しい状況も見られることから、地域での伝統文化の継承に対する支援策の充実と共に都市部との交流事業と連携した新たな伝統文化の継承策についても研究していく。

郡上八幡市街地の歴史文化の象徴として継承されている郡上踊、大神楽、伝統的水環境については、それぞれの歴史的価値に関する総合的な情報収集を行うとともに、文化的価値を再認識するための啓発活動を進める。また、それらが持つ価値の普及啓発に努めることにより、後世への担い手の継承、将来的な育成者支援、一層の住民参加を図る。また、普及啓発には自治会、学校、各種団体が一体となって行う。

歴史的風致を形成する活動に欠かせない道具類のリストを作成し、重要度や消耗度等を勘案しながら、伝統的な衣装や道具類の購入にかかる経費の支援を行うことで、伝統文化の継承に向けた環境整備の推進を図る。

大神楽の宿や巡行地域をはじめ、郡上踊が行われる町内には提灯等のしつらえが掲げられる。しかし、歴史的町並みの中で風情を醸し出すものでありながら、その設置は減少傾向にあるため、しつらえ整備に支援を行う。

3) 水源、水路網の維持と伝統的水利用の継承に関する方針

郡上市域においては現在も中山間集落特有の農地と連動した水路網や水施設が残るが、これらの状況についての調査を進め、様々な記録を作成するとともに、必要に応じて維持保全活動を進める。

郡上八幡市街地内には、良好な水環境を構成する水路、井戸、共同井戸、湧水を受ける水舟等の伝統的水利用施設が数多く残されており、当番制による水路の清掃等、地域住民が一体となった維持管理活動が現在も続けられている。この良好な水環境と地域住民の連帯感を継承するため、新たな利用形態を考慮しながら老朽化した水利用施設の修繕を行う。

伝統的水利用施設に関しては、水辺資源調査等によりその種別や分布を把握しているが、歴史的建造物と同様に文化財的価値が高いものに関してはその周辺の風致を一体的に調査する。さらに、限られた水源を効率的に活用するための住民理解、水利用に関する申し合わせ、ルール、モラル等を調査するとともに、啓発を行うためのセミナー等の開催を支援する。また、伝統的水利用等に関する調査研究資料を体系的に保管するとともに、それらを公開することによって、水利用に関する正確な知識の共有や各種事業への効率的な反映を図る。

伝統的水利用の発端は防火用水や防火水槽としての利用であり、これらの機能の維持修繕を行いながら水路網の維持と水利用システムの継承を図る。また、多額の費用を要する水利用施設を効率的に維持するため、景観に配慮しながら計画的に整備を行う。

4) 回遊性の向上と情報発信に関する方針

郡上市域の観光にあつては、依然として開発の余地が残されているが、観光による地域の活性化と弊害対応と併せて推進する。

郡上八幡市街地の南部には長良川鉄道の郡上八幡駅があり、市街地循環バスもアクセスしているので、これらの利便性を高めることにより、市街地交通の円滑化を図る。また、市街地観光の利便性と回遊性を考慮しながら、北町と南町を繋ぐ防災ルートを確保する。観光客の増加に伴う交通環境の悪化については、有識者と地元住民が協働で検証を行う。

風致に関する案内・説明板等の設置については、景観計画による誘導を図りながら統一感やわかりやすさにも配慮し、配置・デザイン・説明内容等について基準を設け、各風致と連携させながら計画的に設置するとともに、各種情報提供や散策マナーの啓発も行う。

5) 町並みと周辺環境の景観形成に関する方針

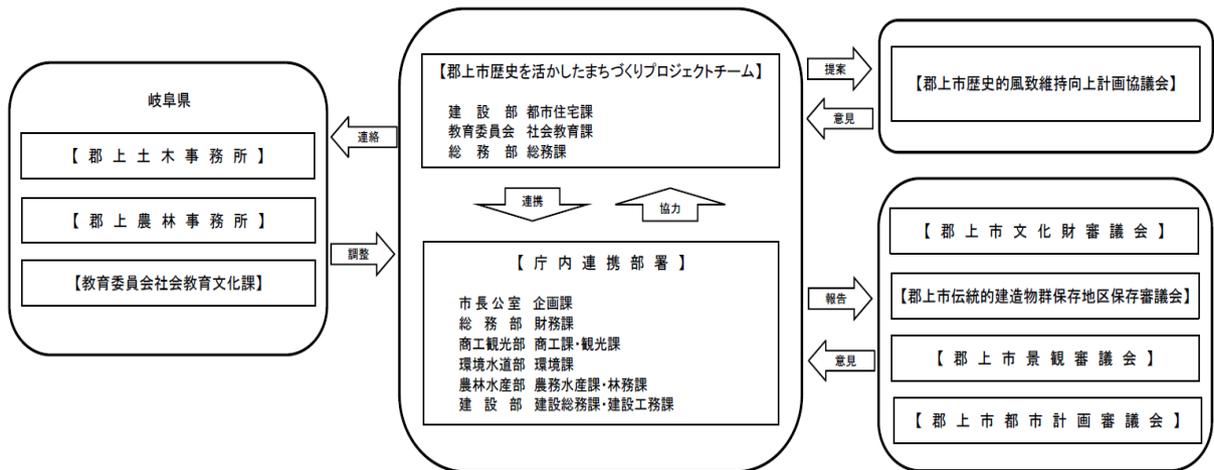
郡上市域においては歴史的建造物が多く残っているが、こうした建築物やその周辺部の景観形成については、中心部に加えて周辺山林についても、今後、景観条例に基づく規制誘導等により良好な景観形成を図っていく必要がある。また、平成22年に景観行政団体となっていることから、屋外広告物法の「景観行政団体である市町村の特例」の規定により郡上市屋外広告物条例を制定し、郡上市の景観に合った規制誘導を行う。

郡上八幡市街地においては、木造の歴史的建造物が密集するため、防火防災に配慮しながら町並みの魅力を最大限に引き出すため、電線類の無電柱化とともに街路灯や道路整備に取り組む。

4. 計画実現のための推進体制

郡上市において歴史的風致の維持向上を図るためには、まちづくり行政と文化財保護行政を一元的に推進する必要がある。

現在は伝統的建造物群保存地区での事業検討や歴史まちづくりの推進のために、建設部都市住宅課、教育委員会社会教育課などによるプロジェクトチームを結成しており、情報交換とともに各課が協力した施策の展開を図っている。



推進体制図

更に、郡上市歴史的風致維持向上計画協議会をはじめ、郡上市都市計画審議会、郡上市景観審議会、郡上市文化財保護審議会などの協力や岐阜県など関係部局との調整を図り、計画の実現を図るものとする。